

## 善監委告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 25 年 3 月 1 日

善通寺市監査委員 藤岡 博文  
善通寺市監査委員 上田 博之

### 平成 24 年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査の内容

平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

#### 2 監査の対象

部局名等	課名等
総務部	秘書課、政策課、総務課、防災管理室、法務監理室、税務課、債権管理第 1 課、債権管理第 2 課
市民部	市民課、生活環境課、人権課
健康福祉部	高齢者課、社会福祉課、保健課、子ども課
建設農林部	農林課、商工観光課、土木都市計画課、建築住宅課、下水道課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

### 3 監査の期間

平成 25 年 1 月 28 日（月）から平成 25 年 2 月 12 日（火）まで

### 4 監査の方法

定期監査であることから、財務に関する事務の執行について、その合法性・正確性のほか、経済性・有効性等行政監査的な観点からも監査を行った。

すなわち、

- (1) 予算の執行状況の計画性・効率性
- (2) 法律あるいは条例等との適合性
- (3) 事務・事業実施における経済性・効率性

等について、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を適宜行うなど通常実施すべき監査手続きにより実施した。

また、個々の出納については、例月の出納検査において実施した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係諸帳簿、証拠書類等との照合等により監査したところ、財務会計上は全般的に概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、その都度関係各課に注意を行っており、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

## 各課共通事項

#### ① 審議会委員等の報酬について

1 2 月 3 1 日現在において、審議会の開催が無かったのは 6 課 8 審議会みられた。更に、このうち昨年につき開催が無かった審議会は 3 課 4 審議会であった。また、複数回の開催予算を計上したものの、1 回の開催しか行われ無かった審議会も 4 課 5 審議会あった。

審議会の開催において、未開催及び少数開催にはそれぞれ事情があるものと考えられる。しかし、執行に当たっては研修会等も必要な場合も考えられる。また、それも考えられない場合には、審議会予算として最少予算を計上することも必要と考えられるので検討されたい。

#### ② O A 機器の委託契約及び使用料等について

O A 機器の委託料契約については、長期継続契約を行っている課もあるものの単年度契約を行っている課が 1 1 課みられた。また、使用料契約等についても単年度契約を行っている課が 7 課あった。この種の契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の条例の趣旨に鑑み、内容を精査のうえ、長期継続

契約の検討も考慮されたい。

## 個別的事項

### (法務管理室)

本市における交通安全施策においては、市交通対策協議会、市交通安全指導員及び交通安全母の会等の活躍により一定の成果が得られているところである。

しかし、平成24年度においても死者4人、498人の負傷者が発生し、去年に比較して死者で1人、負傷者で6人減少しているものの心を痛める市民も多いと考えられる。

一方、総合的交通安全の企画、及び施策を行う会議として、「市交通安全対策会議条例」により交通安全対策協議の設置が義務づけられている。

ところが、現在、同会議が未設置の状況である。市の総合的な交通安全の施策を進める意味からも、また、前述の交通対策協議会等との整合性を図る意味合いからも、同会議の在り方について検討し、交通事故撲滅に邁進されたい。

### (商工観光課)

#### ○市観光交流センターの来館数増加にかかる事項

- ① 観光交流センターは、平成23年度に開館して今年で2年目になる。その利用者数を調べたところ、4月から1月末までの来館者数が2,508人であった。そのうち県内外の来館者数は936人(37.3%)となっている。一方、平成23年度の同じ期間では来館者数が3,874人であり、県内外の来館者数は1,507人(38.9%)であった。つまり、今年度は全来館者数、県内外の来館者数が共に減少となっている。特に県内外の来館者数の一層の増加を見込むための施策を検討されたい。

ちなみに、総本山善通寺の三が日参拝客は、約22万人と県内3位の実績を示し、前年より2万人(9%)増であったものの、この時期に当センターは閉館であった。

この参拝客の一部を取り込み、来館者数を更に増加する施策として、三が日における会館も含めて検討されたい。

参考までに、県外の観光交流センターで三が日の会館状況を調べた結果、16市のセンターのうち9市のセンターにおいて開館を行っていた。この中には、姉妹都市である平戸観光交流センターも含まれている。

- ② 同観光交流センターへの道標(みちしるべ)の増設を図り、来館者数の増加を図るように検討されたい。

県内外からの自動車、バス及び歩行者が、市観光交流センターへ誘導する道標が市街地において十分とは言えない。そのために、存在すら、分からずに通過する観光客がいるものと推察される。そこで、安価でわかりやすい道標を、適切な道路沿いに増設する事案である。

- ③ 観光交流センター運営事業の報償費20万円が未執行である。同費用はイベント開

催等の謝礼として計上されたと考えられる。来館者増には、係る経費の執行時期が大切と思われる。今後、執行には十分に、留意されたい。

(土木都市計画課)

機械警備業務委託2件について、単年度契約があった。この種の契約については「長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」の規定もあり、内容を精査のうえ、長期継続契約の検討も考慮されたい。

(生活環境課)

- ① 平成24年度から、県事業から市事業へ移管したものに自動車騒音常時監視業務がある。当業務委託契約は、単年度契約であった。当契約は、その業務内容から鑑みて長期継続契約に符合するところもみられるので検討されたい。
- ② 墓地経営調査費事業として、墓地経営指導研修会等の開催が謳われている。ところが、去年度に続き、まだ開催されていない。当研修会等の重要性の観点からも開催されるよう検討されたい。

(農林課)

浄化槽維持管理業務は単年度契約であった。この種の契約については「長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」の規定もあり内容を精査のうえ、長期継続契約の検討も考慮されたい。